

Ⅲ 前期基本計画

1. 重点テーマ
2. 施策体系図
3. 施策の見方

1. 重点テーマ

前期基本計画では、第4次総合計画の前半にあたる5年間において重点的に取り組むべきテーマとして、市長の公約事項にも沿った内容で、4つの重点テーマを設定するとともに、それぞれに該当する施策を明らかにしています。



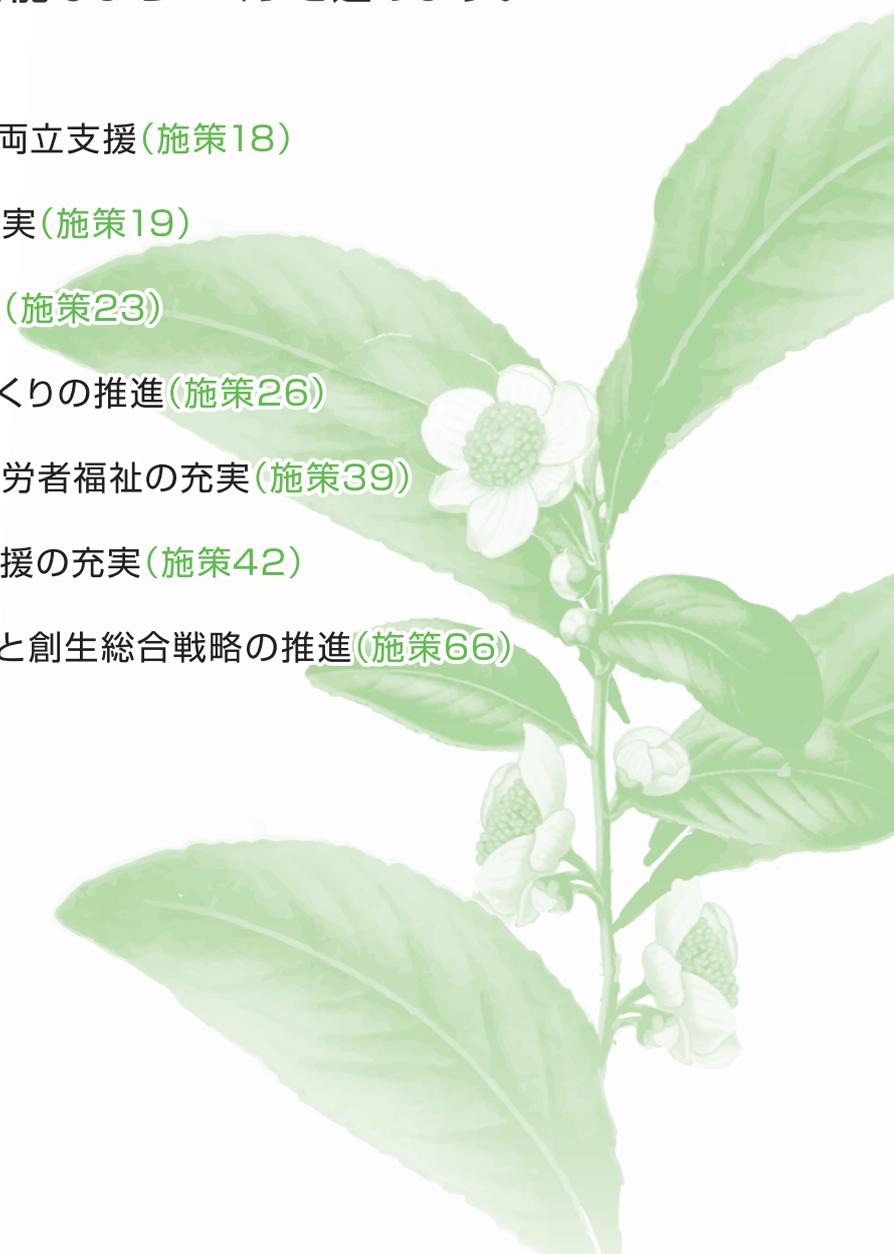
テーマ1

若い世代を増やす (ひと)



まちの活力の源は「人」です。これからのまちづくりには、特に若い世代のエネルギーが必要です。少子化と人口減少の進行を抑制し、持続可能なまちづくりを進めます。

- 仕事と子育ての両立支援(施策18)
- 子育て支援の充実(施策19)
- 都市機能の向上(施策23)
- 住みよいまちづくりの推進(施策26)
- 雇用の促進と勤労者福祉の充実(施策39)
- 教育の内容と支援の充実(施策42)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)





まちと産業に活力を (まち・しごと)



元気な産業とそれを支える都市基盤の整備は、これからもますます重要です。快適な都市空間を構築し、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

- 都市機能の向上(施策23)
- 計画的な土地利用転換(施策30)
- 新たな企業・事業者の育成(施策33)
- 地域産業の支援の充実(施策34)
- 地域商業の活性化(施策35)
- 工業の活性化(施策36)
- 農業の活性化(施策37)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ3

楽しめる健康高齢社会を (健康長寿)



「いつまでも元気でいたい」という願いは誰でも同じです。子どもから高齢者まで健康でいることが当たり前となるよう、健康第一の地域づくりを進めます。

- 健康づくりの推進(施策10)
- 保健予防の充実(施策11)
- 高齢者の生活の充実(施策13)
- 地域包括ケアの推進(施策14)
- 公共交通の充実(施策25)
- 生涯学習の促進(施策40)
- 生涯スポーツの促進(施策41)
- 総合的な危機管理防災体制の充実(施策55)
- 地域との連携による防犯対策(施策58)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(施策66)

テーマ4

市政運営をみんなの力で
(協働)

行政だけで地域の課題を解決することは、ますます難しくなっています。市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働しながら、次世代につながる元気なまちづくりを進めます。

- 協働の推進(施策60)
- 積極的な情報発信と情報活用の促進(施策61)
- 効率的・効果的な行政運営の推進(施策62)
- 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止(施策64)
- 機能的で活力のある組織運営の推進(施策65)

2. 施策体系図



章	節	施策
4 産業経済	1 総合的な産業振興の推進	33 新たな企業・事業者の育成
		34 地域産業の支援の充実
		35 地域商業の活性化
	2 地域産業の振興	36 工業の活性化
		37 農業の活性化
		38 狭山の地域資源を活用した観光の推進
		39 雇用の促進と勤労者福祉の充実
	3 雇用と労働環境の充実	
	5 教育文化	1 生涯学習の促進
41 生涯スポーツの促進		
2 学校教育の充実		42 教育の内容と支援の充実
		43 教育環境の充実
		44 家庭や地域との連携
3 青少年の健全育成		45 青少年の健全育成
4 人権と平和の尊重		46 人権尊重意識の高揚
		47 平和意識の高揚
5 市民文化の振興と国際化への対応		48 創造性豊かな文化の振興
		49 国際交流の推進
6 市民生活	1 自立した地域社会の実現	50 地域コミュニティの活性化
		51 男女共同参画の推進
		52 安全・安心な消費生活の実現
	2 情報化の推進	53 地域情報化の推進
	3 住宅・建築物の充実	54 住宅などの適正な管理
	4 防災・消防体制の充実	55 総合的な危機管理防災体制の充実
		56 消防・救急体制の充実
	5 交通安全・防犯対策の充実	57 地域との連携による交通安全対策
58 地域との連携による防犯対策		
6 基地対策の充実	59 基地周辺環境の整備の推進	
7 計画推進	1 協働によるまちづくりの推進	60 協働の推進
		61 積極的な情報発信と情報活用の促進
		62 効率的・効果的な行政運営の推進
	2 健全な行財政運営の推進	63 健全な財政運営の推進
		64 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
		65 機能的で活力のある組織運営の推進
	3 まち・ひと・しごと創生の推進	66 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

3. 施策の見方

Ⅲ. 前期基本計画

1

施策 1 環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、市民団体、事業者などと市が連携して、環境の保全に向けた取り組みが総合的に推進されることにより、環境に優しい市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市*が実現しています。

施策の現状

本市では、市民などの意向を反映した狭山市環境基本計画*を策定するとともに、市民団体、事業者などとの協働による環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。事業者は、ISO14001*やエコアクション21*を活用した環境保全を展開しています。また、市民団体は、それぞれの活動とともに、各団体が連携した取り組みを行っています。狭山市環境基本計画の進行管理は、ISO14001を活用した狭山市環境マネジメントシステムで行っています。

施策の課題

●環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的展開が必要です。

主なとりくみ

(1)市民、市民団体、事業者などとのパートナーシップの形成

- 市民、市民団体、事業者などの主体的な環境保全活動への支援を通じて、パートナーシップの充実を図り、協働して環境保全に取り組みます。

(2)狭山市環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理の徹底などにより、システムの継続的な改善を行い、環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
環境保全活動に係る協働事業実施件数	18件	30件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 環境保全のための取り組みの理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体間の連携をさらに深め、協働による取り組みを広げていきましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

※環境共生都市とは
 (1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。
 ※狭山市環境基本計画とは
 狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

● 施策番号、名称

● 施策の推進により、平成32年度末にどのような状態になっているか、理想とする姿として記述しています。

● 市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

● 施策の目指す姿と現状を踏まえ、今後5年間を見据え、取り組むべき課題を記述しています。

● 施策の課題を解決するための具体的なとりくみ内容を記述しています。

● 施策の目標を成果指標で示しています。ただし、適当な成果指標がない場合は、活動指標で示しています。年度合計、年度平均で表し、累計の場合は年度末までの累計です(特に記述がある場合を除く)。

● 施策を推進するために、市民・市民団体・事業者などの皆さんに期待する行動や役割を記述しています。

● 解説や補足が必要な本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。